資料１

九州各県主要都市部の消費者物価指数の対前年同月比の推移

令和８年期		2025年			2026年						平均値
		10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	
熊本市	持家の帰属家賃を除く総合	3.3	3.0	2.2	1.3	1.2	1.1	1.4	1.6	1.8	1.9
	食料	6.6	5.7	5.0	3.1	4.2	3.4	2.9	3.1	3.2	4.1
福岡市	持家の帰属家賃を除く総合	3.8	3.3	2.7	1.0	0.7	0.6	0.4	1.4	2.1	1.8
	食料	7.5	6.4	5.4	3.8	3.9	2.4	2.8	2.8	3.7	4.3
佐賀市	持家の帰属家賃を除く総合	3.7	3.8	2.7	1.8	1.3	1.5	0.6	1.0	0.9	1.9
	食料	6.1	6.2	4.5	4.3	3.7	3.7	3.8	2.8	2.6	4.2
長崎市	持家の帰属家賃を除く総合	3.6	3.8	2.9	1.8	1.2	1.4	1.0	1.3	1.7	2.1
	食料	7.4	8.1	6.9	4.7	3.4	2.7	1.6	2.4	2.7	4.4
大分市	持家の帰属家賃を除く総合	3.3	3.0	2.3	1.5	1.2	1.3	1.7	1.7	1.6	2.0
	食料	5.8	5.0	4.7	4.1	4.0	3.1	3.4	2.5	1.8	3.8
宮崎市	持家の帰属家賃を除く総合	3.8	3.7	2.3	1.7	1.7	2.0	1.1	1.5	1.2	2.1
	食料	5.9	5.9	3.7	3.4	4.5	4.1	2.4	3.3	2.0	3.9
鹿児島市	持家の帰属家賃を除く総合	3.7	3.1	2.0	1.6	1.1	2.0	1.3	1.6	1.7	2.0
	食料	7.2	5.4	3.9	4.0	3.3	4.0	2.0	2.6	2.8	3.9
那覇市	持家の帰属家賃を除く総合	3.1	3.4	2.0	1.1	0.4	0.8	1.0	1.4	1.7	1.7
	食料	4.7	5.6	3.4	3.2	1.6	2.1	1.8	1.9	2.4	3.0

出所： e-stat政府統計の総合窓口【2020年基準消費者物価指数／長期時系列データ／都市階級・地方・都道府県庁所在市別中分類指数】

資料２

九州各県主要都市部のエンゲル係数の推移

地域と世帯の種別		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
全国	総世帯	25.7	25.5	25.5	25.4	27.0	26.6	26.0	27.1	27.7	27.9
	勤労者世帯	24.4	24.0	24.3	24.0	25.5	24.9	24.6	25.9	26.5	26.3
九州地方	総世帯	25.7	25.5	25.5	25.4	27.0	26.6	26.0	27.1	27.7	27.9
	勤労者世帯	24.4	24.0	24.3	24.0	25.5	24.9	24.6	25.9	26.5	26.3
熊本市	総世帯	24.0	23.0	24.0	23.4	24.9	23.2	24.5	27.3	26.2	27.2
	勤労者世帯	22.3	21.6	21.6	22.3	23.9	23.3	25.2	26.6	25.3	26.0
福岡市	総世帯	24.7	25.0	23.5	25.9	24.1	26.8	26.3	25.7	28.2	27.7
	勤労者世帯	25.1	24.1	23.4	24.5	23.6	25.6	24.6	24.5	27.8	25.3
佐賀市	総世帯	23.3	22.2	26.4	21.9	22.9	24.3	24.2	26.8	27.6	28.1
	勤労者世帯	20.2	21.3	26.1	19.0	20.7	22.7	22.8	26.1	26.1	27.8
長崎市	総世帯	27.0	25.9	25.7	25.6	27.3	27.2	25.3	28.0	29.0	32.2
	勤労者世帯	24.9	23.7	24.7	22.3	26.3	25.7	24.1	25.4	26.1	30.2
大分市	総世帯	25.1	21.8	23.6	25.2	25.8	24.0	24.0	22.9	25.8	27.2
	勤労者世帯	23.2	20.4	22.4	23.8	23.3	21.7	23.3	21.5	23.9	24.8
宮崎市	総世帯	23.1	24.8	20.3	24.1	26.8	23.6	25.4	26.8	29.4	30.9
	勤労者世帯	21.0	23.1	18.0	23.7	25.8	22.2	23.4	25.9	28.2	29.4
鹿児島市	総世帯	22.0	23.0	24.1	25.3	25.3	23.4	24.8	25.5	25.2	26.7
	勤労者世帯	20.7	20.3	21.3	23.9	23.6	21.5	24.3	24.6	24.1	25.6
那覇市	総世帯	27.5	26.6	27.6	28.7	29.4	28.1	26.5	27.6	29.6	29.2
	勤労者世帯	26.1	23.6	26.4	25.8	27.3	26.6	24.3	26.4	27.6	27.6

出所： e-stat政府統計の総合窓口【家計調査／家計収支編／第１表･第２表／地方･都道府県庁所在市別中分類指数】

資料３

各ハローワークの求人賃金（令和6年6月、令和7年6月、令和8年6月）

			各ハローワークの求人賃金（令和6年6月）				各ハローワークの求人賃金（令和7年6月）				各ハローワークの求人賃金（令和8年6月）			
			フルタイム		パート		フルタイム		パート		フルタイム		パート	
			上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限
県北	4	ハローワーク菊池	242,369	192,546	1,179	1,058	261,762	206,445	1,202	1,076	268,965	215,494	1,319	1,171
県北	5	ハローワーク玉名	252,888	196,672	1,205	1,061	257,891	203,332	1,245	1,137	272,522	212,748	1,339	1,213
県北	9	ハローワーク阿蘇	247,795	186,961	1,162	1,016	252,136	194,233	1,205	1,089	255,138	207,517	1,303	1,195
県央	1	ハローワーク熊本	254,563	200,810	1,193	1,052	262,690	207,406	1,263	1,122	271,620	215,415	1,323	1,184
県央	2	ハローワーク上益城	253,549	198,381	1,159	1,038	263,725	204,749	1,308	1,157	266,286	213,884	1,267	1,153
県央	8	ハローワーク宇城	256,171	198,450	1,121	1,010	266,826	206,669	1,165	1,077	263,102	207,373	1,224	1,113
県南	3	ハローワーク八代	241,798	195,966	1,126	1,031	245,798	200,184	1,171	1,099	262,897	211,487	1,300	1,192
県南	6	ハローワーク天草	225,658	187,865	1,147	1,041	231,131	190,147	1,196	1,080	244,143	199,380	1,277	1,155
県南	7	ハローワーク球磨	226,137	183,267	1,085	996	242,813	193,781	1,109	1,035	250,678	204,916	1,228	1,153
県南	10	ハローワーク水俣	224,730	182,159	1,083	1,022	238,315	193,504	1,194	1,138	245,340	205,399	1,212	1,168

（注）職業安定業務統計のデータを熊本労働局労働基準部賃金室で加工したもの。
　　各ハローワークの求人の職業計の上限、下限の合計金額を職業計の求人数で除して算出したもの。

令和７年度　業務改善助成金　九州各県別・月別件数一覧表（申請件数）

	令和7年									令和8年			局別合計	最賃発効日
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
福　岡	16	67	99	113	151	231	476	368	－	－	－	－	1,521	令和7年11月16日
佐　賀	2	7	27	32	49	66	121	113	－	－	－	－	417	令和7年11月21日
長　崎	3	21	28	21	27	54	109	179	22	－	－	－	464	令和7年12月1日
熊　本	1	16	25	44	41	42	43	98	213	－	－	－	523	令和8年1月1日
大　分	7	19	36	37	46	60	74	105	139	－	－	－	523	令和8年1月1日
宮　崎	3	9	29	17	28	44	93	90	－	－	－	－	313	令和7年11月16日
鹿児島	1	15	14	25	37	86	215	－	－	－	－	－	393	令和7年11月1日
沖　縄	6	22	43	28	76	43	138	254	－	－	－	－	610	令和7年12月1日
九州合計	39	176	301	317	455	626	1,269	1,207	374	0	0	0	4,764	
全国合計	473	1,253	2,387	2,131	3,426	7,601	6,380	2,899	887	50	132	50	27,669	

令和７年度　業務改善助成金　九州各県別・月別件数一覧表（交付決定件数）

	令和7年									令和8年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
福　岡	14	60	62	54	49	52	43	59	251	110	26	0	780
佐　賀	1	19	21	24	18	25	14	13	54	56	21	1	267
長　崎	0	12	10	9	7	11	9	17	225	39	0	0	339
熊　本	29	11	62	28	36	16	27	19	6	2	0	0	236
大　分	9	35	25	28	15	12	29	23	48	57	15	0	296
宮　崎	4	6	15	18	18	9	8	10	117	47	8	0	260
鹿児島	1	3	20	11	8	14	9	11	51	39	23	1	191
沖　縄	0	10	29	27	24	30	34	31	273	62	12	0	532
九州合計	58	156	244	199	175	169	173	183	1,025	412	105	2	2,901
全国合計	472	952	1,251	1,434	1,066	971	1,147	1,209	6,872	3,209	798	55	19,436

資料4

令和６年度　業務改善助成金　九州各県別・月別件数一覧表（申請件数）

	令和6年									令和7年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
福　岡	21	25	26	50	102	406	155	50	61	53	0	0	949
佐　賀	9	2	9	9	26	94	107	12	18	9	0	0	295
長　崎	7	5	19	10	15	86	77	14	16	5	0	0	254
熊　本	5	24	10	15	27	178	51	28	25	12	0	0	375
大　分	3	10	10	30	33	185	46	28	16	10	0	0	371
宮　崎	5	6	15	11	21	88	21	7	13	0	0	0	187
鹿児島	7	3	11	12	16	118	22	10	10	6	0	0	215
沖　縄	8	30	13	15	32	109	75	43	73	21	0	0	419
九州合計	65	105	113	152	272	1,264	554	192	232	116	0	0	3,065
全国合計	570	688	888	1,224	3,108	9,345	2,192	1,121	1,819	831	0	0	21,786

令和６年度　業務改善助成金　九州各県別・月別件数一覧表（交付決定件数）

	令和6年									令和7年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
福　岡	39	62	56	84	37	16	49	52	291	97	83	1	867
佐　賀	4	6	14	21	7	5	9	9	143	32	5	0	255
長　崎	7	5	19	10	15	86	77	14	16	5	0	0	254
熊　本	32	33	24	25	12	27	28	21	57	18	20	0	297
大　分	34	40	12	6	4	12	15	17	118	40	1	0	299
宮　崎	13	5	7	9	13	10	5	3	67	25	10	2	169
鹿児島	10	19	13	9	5	10	6	11	49	26	5	0	163
沖　縄	0	37	21	22	0	23	14	24	78	118	17	0	354
九州合計	139	207	166	186	93	189	203	151	819	361	141	3	2,658
全国合計	819	1,185	1,143	1,245	783	763	726	713	6,915	3,056	1,210	57	18,615

働き方改革推進支援助成金実績表

令和7年度

コース名	申請件数	交付決定件数
業種別課題対応コース	5	5
うち「賃上げ」加算	3	3
労働時間短縮・年休促進支援コース	38	31
うち「賃上げ」加算	22	17
勤務間インターバル導入コース	3	3
うち「賃上げ」加算	0	0
団体推進コース	10	10
R7働き方改革推進支援助成金　合計	56	49
うち「賃上げ」加算	25	20

令和6年度

コース名	申請件数	交付決定件数
業種別課題対応コース	14	12
うち「賃上げ」加算		3
労働時間短縮・年休促進支援コース	52	38
うち「賃上げ」加算		24
勤務間インターバル導入コース	13	10
うち「賃上げ」加算	0	4
団体推進コース	1	1
R7働き方改革推進支援助成金　合計	80	61
うち「賃上げ」加算	0	31

キャリアアップ助成金実績表

		申請件数	支給決定件数
令和7年4月	全コース	100	29
	正社員化コース	76	21
	賃金規定等改定コース	11	2
	賞与・退職金制度導入コース	0	0
	社会保険適用時処遇改善コース	10	5
令和7年5月	全コース	173	72
	正社員化コース	126	59
	賃金規定等改定コース	28	1
	賞与・退職金制度導入コース	1	0
	社会保険適用時処遇改善コース	17	12
令和7年6月	全コース	259	81
	正社員化コース	220	65
	賃金規定等改定コース	19	3
	賞与・退職金制度導入コース	2	2
	社会保険適用時処遇改善コース	16	10
令和7年7月	全コース	111	86
	正社員化コース	96	73
	賃金規定等改定コース	4	1
	賞与・退職金制度導入コース	2	0
	社会保険適用時処遇改善コース	5	9
	短時間労働者労働時間延長支援コース	3	1
令和7年8月	全コース	102	95
	正社員化コース	93	74
	賃金規定等改定コース	1	3
	賞与・退職金制度導入コース	2	0
	社会保険適用時処遇改善コース	3	13
	短時間労働者労働時間延長支援コース	3	3
令和7年9月	全コース	114	107
	正社員化コース	95	81
	賃金規定等改定コース	2	12
	賞与・退職金制度導入コース	1	2
	社会保険適用時処遇改善コース	0	4
	短時間労働者労働時間延長支援コース	14	6
令和7年10月	全コース	121	61
	正社員化コース	108	49
	賃金規定等改定コース	2	7
	賞与・退職金制度導入コース	0	0
	社会保険適用時処遇改善コース	4	2
	短時間労働者労働時間延長支援コース	7	3
令和7年11月	全コース	116	124
	正社員化コース	108	94
	賃金規定等改定コース	3	18
	賞与・退職金制度導入コース	0	1
	社会保険適用時処遇改善コース	1	2
	短時間労働者労働時間延長支援コース	5	9
令和7年12月	全コース	269	65
	正社員化コース	237	45
	賃金規定等改定コース	9	12
	賞与・退職金制度導入コース	2	1
	社会保険適用時処遇改善コース	9	1
	短時間労働者労働時間延長支援コース	11	6
令和7年1月	全コース	86	160
	正社員化コース	74	135
	賃金規定等改定コース	1	12
	賞与・退職金制度導入コース	3	0
	社会保険適用時処遇改善コース	2	4
	短時間労働者労働時間延長支援コース	6	7
令和7年2月	全コース	72	95
	正社員化コース	63	82
	賃金規定等改定コース	0	6
	賞与・退職金制度導入コース	2	0
	社会保険適用時処遇改善コース	0	3
	短時間労働者労働時間延長支援コース	8	3
令和7年3月	全コース	126	142
	正社員化コース	115	113
	賃金規定等改定コース	0	8
	賞与・退職金制度導入コース	3	4
	社会保険適用時処遇改善コース	0	1
	短時間労働者労働時間延長支援コース	9	15
令和７年度合計	全コース	1,649	1,117
	正社員化コース	1,411	891
	賃金規定等改定コース	80	85
	賞与・退職金制度導入コース	18	10
	社会保険適用時処遇改善コース	67	66
	短時間労働者労働時間延長支援コース	66	53

		申請件数	支給決定件数
令和6年4月	全コース	63	44
	正社員化コース	44	38
	賃金規定等改定コース	15	2
	賞与・退職金制度導入コース	0	0
	社会保険適用時処遇改善コース	0	0
令和6年5月	全コース	80	50
	正社員化コース	46	43
	賃金規定等改定コース	28	1
	賞与・退職金制度導入コース	0	1
	社会保険適用時処遇改善コース	2	0
令和6年6月	全コース	101	48
	正社員化コース	78	44
	賃金規定等改定コース	16	0
	賞与・退職金制度導入コース	1	1
	社会保険適用時処遇改善コース	4	0
令和6年7月	全コース	56	57
	正社員化コース	45	38
	賃金規定等改定コース	3	15
	賞与・退職金制度導入コース	1	0
	社会保険適用時処遇改善コース	5	1
令和6年8月	全コース	74	49
	正社員化コース	56	33
	賃金規定等改定コース	2	8
	賞与・退職金制度導入コース	2	0
	社会保険適用時処遇改善コース	9	5
令和6年9月	全コース	71	40
	正社員化コース	59	20
	賃金規定等改定コース	0	12
	賞与・退職金制度導入コース	3	0
	社会保険適用時処遇改善コース	7	7
令和6年10月	全コース	61	61
	正社員化コース	47	39
	賃金規定等改定コース	2	12
	賞与・退職金制度導入コース	0	0
	社会保険適用時処遇改善コース	10	7
令和6年11月	全コース	81	61
	正社員化コース	65	47
	賃金規定等改定コース	2	4
	賞与・退職金制度導入コース	0	1
	社会保険適用時処遇改善コース	12	9
令和6年12月	全コース	144	36
	正社員化コース	121	27
	賃金規定等改定コース	10	1
	賞与・退職金制度導入コース	0	0
	社会保険適用時処遇改善コース	10	7
令和7年1月	全コース	97	71
	正社員化コース	86	44
	賃金規定等改定コース	1	2
	賞与・退職金制度導入コース	1	1
	社会保険適用時処遇改善コース	5	19
令和7年2月	全コース	110	52
	正社員化コース	94	43
	賃金規定等改定コース	4	2
	賞与・退職金制度導入コース	2	3
	社会保険適用時処遇改善コース	9	1
令和7年3月	全コース	112	78
	正社員化コース	87	69
	賃金規定等改定コース	13	3
	賞与・退職金制度導入コース	3	0
	社会保険適用時処遇改善コース	8	4
令和６年度合計	全コース	1,050	647
	正社員化コース	828	485
	賃金規定等改定コース	96	62
	賞与・退職金制度導入コース	13	7
	社会保険適用時処遇改善コース	81	60

人材開発支援助成金		支給申請件数	支給決定件数
令和7年4月	全コース	**81**	**36**
	人材育成支援コース	51	19
	人への投資促進コース	4	6
	事業展開等リスキリング支援コース	26	11
令和7年5月	全コース	**139**	**93**
	人材育成支援コース	103	66
	人への投資促進コース	8	9
	事業展開等リスキリング支援コース	28	18
令和7年6月	全コース	**60**	**115**
	人材育成支援コース	30	73
	人への投資促進コース	1	9
	事業展開等リスキリング支援コース	29	33
令和7年7月	全コース	**60**	**117**
	人材育成支援コース	42	77
	人への投資促進コース	3	2
	事業展開等リスキリング支援コース	15	38
令和7年8月	全コース	**71**	**83**
	人材育成支援コース	40	57
	人への投資促進コース	5	4
	事業展開等リスキリング支援コース	26	22
令和7年9月	全コース	**85**	**77**
	人材育成支援コース	48	45
	人への投資促進コース	3	2
	事業展開等リスキリング支援コース	34	30
令和7年10月	全コース	**81**	**126**
	人材育成支援コース	41	71
	人への投資促進コース	2	9
	事業展開等リスキリング支援コース	38	46
令和7年11月	全コース	**89**	**85**
	人材育成支援コース	56	47
	人への投資促進コース	0	5
	事業展開等リスキリング支援コース	33	33
令和7年12月	全コース	**116**	**109**
	人材育成支援コース	65	58
	人への投資促進コース	5	3
	事業展開等リスキリング支援コース	46	48
令和8年1月	全コース	**104**	**100**
	人材育成支援コース	67	65
	人への投資促進コース	3	0
	事業展開等リスキリング支援コース	34	35
令和8年2月	全コース	**100**	**56**
	人材育成支援コース	55	27
	人への投資促進コース	7	3
	事業展開等リスキリング支援コース	38	26
令和8年3月	全コース	**100**	**57**
	人材育成支援コース	52	31
	人への投資促進コース	1	1
	事業展開等リスキリング支援コース	47	25
令和7年度合計	全コース	**1,086**	**1,054**
	人材育成支援コース	650	636
	人への投資促進コース	42	53
	事業展開等リスキリング支援コース	394	365

令和6年4月	全コース	**45**	**48**
	人材育成支援コース	33	29
	人への投資促進コース	3	1
	事業展開等リスキリング支援コース	9	18
令和6年5月	全コース	**73**	**45**
	人材育成支援コース	43	25
	人への投資促進コース	10	3
	事業展開等リスキリング支援コース	20	17
令和6年6月	全コース	**47**	**65**
	人材育成支援コース	33	48
	人への投資促進コース	1	1
	事業展開等リスキリング支援コース	13	16
令和6年7月	全コース	**71**	**72**
	人材育成支援コース	57	50
	人への投資促進コース	4	2
	事業展開等リスキリング支援コース	10	20
令和6年8月	全コース	**69**	**33**
	人材育成支援コース	52	27
	人への投資促進コース	2	0
	事業展開等リスキリング支援コース	15	6
令和6年9月	全コース	**71**	**38**
	人材育成支援コース	45	20
	人への投資促進コース	3	2
	事業展開等リスキリング支援コース	23	16
令和6年10月	全コース	**69**	**53**
	人材育成支援コース	48	40
	人への投資促進コース	8	3
	事業展開等リスキリング支援コース	13	10
令和6年11月	全コース	**103**	**76**
	人材育成支援コース	79	53
	人への投資促進コース	6	5
	事業展開等リスキリング支援コース	18	18
令和6年12月	全コース	**83**	**68**
	人材育成支援コース	47	54
	人への投資促進コース	14	2
	事業展開等リスキリング支援コース	22	12
令和7年1月	全コース	**85**	**81**
	人材育成支援コース	63	56
	人への投資促進コース	6	0
	事業展開等リスキリング支援コース	16	25
令和7年2月	全コース	**72**	**58**
	人材育成支援コース	38	53
	人への投資促進コース	3	2
	事業展開等リスキリング支援コース	31	3
令和7年3月	全コース	**55**	**57**
	人材育成支援コース	28	32
	人への投資促進コース	2	4
	事業展開等リスキリング支援コース	25	21
令和６年度合計	全コース	**859**	**694**
	人材育成支援コース	578	487
	人への投資促進コース	64	25
	事業展開等リスキリング支援コース	217	182

熊本県
Kumamoto Prefecture

令和8年熊本地震に係る
第１７回政府非常災害現地対策本部会議
第２４回熊本県災害対策本部会議

資料５
【知事公室 危機管理防災局】
R8.8.17（月）14:00時点

【人的被害・住家被害】

○ 人的被害：**３９６名**

うち死亡：　３９名（①＋②＋③）

①災害起因死者（市町村が災害が原因で死亡したことを確認した死者）　３６名

②災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡した可能性のある死者　１名
※正式には市町村に設置される審査会を経て決定

③災害との関連を調査中の死者　２名

・日本製紙八代工場にて、閉じ込められた11名全員の救助完了（うち9名は死亡）
・イオンモール熊本にて、12名救助し、うち5名は軽症、7名は死亡 ※救助活動終了

○ 住家被害：**31,951棟**　※推計値を含むものであり、今後修正が入る可能性あり。

＜内訳＞全壊 **1,449棟**／大規模半壊 **72棟**／半壊 **1,268棟**／一部破損 **12,295棟**／分類未確定 **16,867棟**

【住家被害認定調査進捗状況・罹災証明書交付状況（R8.8.11時点）】　※週１回更新予定

○交付申請件数（一次調査＋二次調査）(a)：３０，３１０件
○調査実施件数（一次調査＋二次調査）(b)：１１，５０６件
○罹災証明書交付件数（c）　：　４，７９７件

調査率(b/a)：３８．０％　　交付率(c/a)：１５．８％

○申請があっている市町村数：３８市町村
・８月中に一次調査が完了する見込みの市町村数：２９市町村
・９月上旬までに一次調査が完了する見込みの市町村数：９市町　※詳細は別紙のとおり

熊本県
Kumamoto Prefecture

令和８年熊本地震に係る
第１７回政府非常災害現地対策本部会議
第２４回災害対策本部会議

【企画振興部】
R8.8.17(月)14:00時点

交通機関の運行状況

○**鉄道関係**

＜JR九州：熊本エリア＞

●九州新幹線(上下線)　熊本～新水俣：当面の間、運行取り止め（8月中の運行再開は困難な見込み）

●鹿児島本線(上下線)　宇土～八代：当面の間、運行取り止め（8月中の運行再開は困難な見込み）

※８月19日から、通学時間帯を中心にＪＲ九州による宇土駅～小川駅間のバス代行が開始される予定

※８月26日から、宇土駅～八代駅間のバス代行の実施に向けて関係機関と調整中

＜肥薩おれんじ鉄道＞

●八代～水俣間は復旧に時間を要するため、8月10日から代替バスを運行。

○**バス関係**

＜九州産交・産交バス＞

●路線バス：八代・宇城・宇土エリアにおける八代～松橋線、八代～宮原線、宇土駅～松橋線、宇土駅～砥用線等11路線は運休

○**クーリングシェルター**

●産交バス㈱・八代市と連携して、大型バス２台（男性用・女性用各１台）をクーリングシェルターとして、八代市の避難所に提供

クーリングシェルターバス（外観、車内）



今後の対応

【交通関係】交通機関の復旧や代替輸送を支援するとともに、運行状況について、引き続き情報収集に取り組み、適時適切な情報発信に努め、被害の拡大と二次被害の発生防止に努める。

【デジタル】●民間企業等の支援により、被災者支援業務へのデジタルの活用を積極的に進め、迅速な被災者支援と、対応職員の業務量軽減を図っている。

＜事例＞・ホテル等避難者の健康観察　・医療施設等災害復旧費補助金業務

・被災事業者再建支援補助金業務　・義援金管理業務　など

●D-CERT派遣による県及び市町村への支援に向けた被災状況やニーズの把握。

熊本県 Kumamoto Prefecture

令和８年熊本地震に係る
第１７回政府非常災害現地対策本部会議
第２４回災害対策本部会議

【健康福祉部】

R8.8.17（月）14：00時点

対応状況

【すまいの再建支援】　いずれも被災された市町村の窓口でお申し込みください

＜応急仮設住宅の供与＞

①建設型応急住宅



（氷川町：吉本仮設団地）

○整備が決定した市町村
熊本市（3団地 計50戸）
八代市（**3**団地 計**69**戸）
宇城市（3団地 計50戸）
美里町（1団地 計12戸）
氷川町（4団地 計75戸）
県整備分
11団地 計**206**戸

※自宅敷地内への設置の推進、県内初の2階建て住宅の建設

②賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）



（賃貸アパート等）

○家賃の上限額
１人(単身)世帯：5.5万円　2人世帯：6.5万円
３人～4人世帯：9.5万円　5人以上世帯：13万円
※未就学児は人数に含めない。
ただし、未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人として換算

○**災害救助法が適用されたすべての市町村で受付を開始**

※罹災証明書の発行前でも、写真等により一見して「全壊」である旨が確認できる場合は申請可能（罹災証明書は事後提出）。

＜住宅の応急修理＞

①被害の拡大を防ぐための緊急の修理



対象となる住宅と世帯
住家が「準半壊以上（相当）」の損傷を受け、放置すると被害拡大の恐れがある世帯が対象です。

※八代市、宇城市、氷川町に県職員各２名を派遣し、ブルーシートの配布又は展張の支援を加速化



支援内容
資材費（ブルーシート、ロープ、土のう）や、修理業者への労務費が含まれます。



対象となる修理箇所
屋根、外壁、建具（窓・玄関）など、雨漏りや風雨の侵入を防ぐための必要な部分。



＜県からの要請によるブルーシート展張＞
実績(累計)：八代市 **116**棟、宇城市 81棟

②日常生活に必要な最小限度の部分の修理

○対象となる修理箇所
屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等

○費用の上限額
全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊　1世帯当たり757,000円
準半壊　1世帯当たり367,000円

○**災害救助法が適用されたすべての市町村で受付を開始**（上記①②）

※関係機関の災害等特別相談窓口
住宅金融支援機構：令和８年熊本地震により住宅に被害を受けられた方へのご返済、災害復興住宅融資等に関する相談窓口　☎0120-086-353

※8/7～、応急仮設住宅の供与等すまい対策を加速させるため、健康福祉政策課内に専任の「すまい対策チーム」を設置し、人員体制を強化★
☎096-333-2184～2186　（＋7人(計10人体制)）

熊本県
Kumamoto Prefecture

令和８年熊本地震に係る
第１７回政府非常災害現地対策本部会議
第２４回災害対策本部会議

【環境生活部】

R8.8.17（月）１４：００時点

被害状況

【水道の状況（断水）】

市町村名	宇城市	八代市	氷川町
断水戸数	**約3,570（▲530）**	**約2,470（▲18,390）**	**約1,340（▲150）**

計　約7,380戸（▲19,070）

（参考１）左記３市町で試験通水実施中
（参考２）宇城市、八代市等において災害用井戸等を活用中

○ 国土交通省をはじめとした関係機関の御支援により8月末を目途に解消（応急復旧）の見込み。

【廃棄物処理施設等の状況】

○ ごみ処理関係：（焼却施設）全１５施設通常稼働　（収集運搬）全市町村通常通り
○ 仮置場関係：現在１１市町で開設中（西原村は8/7で終了）
（宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、甲佐町、芦北町、上天草市、益城町、八代市、氷川町）
○ し尿処理施設関係：通常稼働１３、稼働不可１（八代生活環境事務組合）→別施設で処理中

これまで・今後の対応

【水道関係】

○水の安定供給のため、国交省の協力を得て「給水支援本部」を立上げ、情報集約を一元的に行う体制を構築。
緊急性の高い施設を抽出し、関係機関が連携して、応急給水を進めている。
○被災した井戸使用者支援のため「井戸水対応チーム」を設置。国交省、八代市と連携し、現地調査に着手(8/13～)。

【災害廃棄物処理関係】

○環境省の現地対策本部派遣チームと連携して災害廃棄物対策や避難所のトイレ環境改善を行うとともに被災市町村への技術的、人的支援を継続。また、他自治体からの応援職員とともに各種課題に対応。
○被災市町村向けに災害廃棄物処理に係る補助金説明会を開催（8/10）するとともに、公費解体制度の被災者への周知や「被災者向け相談窓口」の設置を依頼（8/12）。環境省も自治体向けに補助金相談窓口を設置。
○環境省・熊本県・熊本市が共同で「災害廃棄物支援調整本部」を立上げ、被災市町村の人的支援等を調整。
○八代市及び氷川町において緊急公費解体を開始

熊本県
Kumamoto Prefecture

令和８年熊本地震に係る
第１７回政府非常災害現地対策本部会議
第２４回災害対策本部会議

【商工労働部】
R8.8.17（月）14:00時点

被害状況

【県有施設等】
○グランメッセ熊本：
・ABCホールを物資集積拠点として使用中（必要に応じてDホールも使用可能な状態）
・一般利用は当面休止（7/29～１か月程度）

【商工関連事業者等】
○商工業関連　4,398件（被害額確認中含む）、被害額1,176億円（中堅・大企業含む）
・八代商工会議所に、熊本商工会議所から応援派遣（8/4～）
・被災した５商工会には、県連合会の支援のもと、他商工会より応援派遣（8/5～）
○誘致企業　現時点で190社において建屋や設備等の被害を確認
○地場企業　現時点で133社において建屋や設備等の被害を確認
8/5　県工業連合会８社から被害状況聞き取り及び意見交換を実施
○発電施設　太陽光発電施設：被災7か所
バイオマス発電施設8施設（日本製紙ほか7件）が被災

今後の対応

【被災商工関連事業者等への支援】
○被災中小企業支援に向けて、御船町に加え八代市を「局激」（局地激甚災害）に指定見込み（8/12国発表）
○県に特別相談窓口を設置。　商工振興金融課　096-333-2314／096-333-2326
8/14時点　相談件数45件（内訳：補助金26件、融資12件、その他（支援全般）7件）
地震に係る補助金の有無や、資金繰りに関する相談が寄せられている。
○熊本県信用保証協会において、中小・小規模事業者向けの緊急時短期資金保証制度及び緊急時条件変更の取扱い中
○被災企業調査・支援チームを設置（アグリシステム総合研究所内（八代市鏡町）に常駐）し、八代・氷川地域の被災企業を中心に3チーム6人体制で実態調査を開始。_8/13時点100社訪問
○熊本労働局と連携した取組みについて具体策の検討に着手（被災企業の支援、雇用調整助成金等）

熊本県
Kumamoto Prefecture

令和８年熊本地震に係る
第17回政府非常災害現地対策本部会議
第24回災害対策本部会議

【農林水産部】

R8.8.17（月）１４：００時点

被害状況

■令和8年熊本地震による農林水産業関連の被害額は、約８４１億円　※本日時点の速報値であり、今後増加する見込み

- （１）農畜産業
  - ○農作物等（梨等）・・・・・・・・・・・ 3.7億円
  - ○農業施設（機械、共同利用施設等）・・ 182.0億円
- （２）農地等
  - ○田・畑、農業用施設、海岸保全施設・・ 608.4億円
- （３）林業
  - ○林地・林産施設等・・・・・・・・・・・ 7.1億円
- （４）水産業
  - ○海岸・漁港等・・・・・・・・・・・・・ 39.8億円

１．農畜産業の被害

	概要	被害面積等	被害金額(千円)	地域
果樹	落果（梨、ブドウ）	89.5ha	364,702	八代、宇城、熊本、菊池
工芸作物	乾燥不良（葉タバコ）	0.3t	611	宇城
畜産	家畜の死亡（採卵鶏）	320羽	352	菊池
	廃棄（生乳）	1.7t	209	菊池
農作物等被害額　計			365,874	
農業機械・施設	農業用機械（トラクター、田植え機、コンバイン、い草専用機械、米乾燥機、暖房機等）の故障、農舎、畜舎、農業用ハウスの倒壊・損壊	約2,500件	18,200,206	八代、宇城、上益城、熊本、芦北、天草、阿蘇、菊池
共同利用施設	施設の損壊、施設設備の故障・破損	調査中	調査中	八代、宇城、上益城、熊本、芦北、天草、玉名、阿蘇、菊池
農業施設被害額　計			18,200,206	

・調査が完了したものから被害額等を計上している。
・右側地域欄は、現在調査中の地域も含めて記載している。

２．農地・農業用施設の被害

	被害状況	被害箇所数	被害金額(千円)	地域
田・畑	法面崩れ等	4,691	5,011,431	八代、宇城、上益城、天草、熊本、阿蘇、芦北、菊池
農業用施設	ため池、水路、道路、橋梁、排水機場の損傷等	8,908	53,474,392	八代、宇城、上益城、熊本、天草、阿蘇、球磨、芦北、菊池
海岸保全施設	堤防の亀裂や沈下等	150	2,355,600	八代、宇城、熊本
農地・農業用施設等被害額　計			60,841,423	

３．林業の被害

	被害状況	被害箇所数	被害金額(千円)	地域
林道	法面崩壊、落石	105	128,750	上益城、天草、八代
林地	山腹崩壊、落石	6	428,500	球磨、上益城、天草、宇城、阿蘇
林産施設	林産物加工施設、苗木生産施設等の損傷	27	155,585	八代、芦北、熊本、宇城、上益城
林業被害額　計			712,835	

４．水産業の被害

	被害状況	被害箇所数	被害金額(千円)	地域
海岸・漁港	浮桟橋の損傷、防波堤の損傷等	29	3,839,000	宇城、芦北、天草、八代、熊本
共同利用施設等	荷さばき施設の損壊、漁協事務所の損壊等	25	5,897	八代、芦北、宇城、天草、熊本、玉名
水産物・養殖施設	ニジマス等のへい死、養殖場の破損等	6	139,200	八代、熊本、宇城
水産業被害額　計			3,984,097	

熊本県
Kumamoto Prefecture

令和８年熊本地震に係る
第１７回政府非常災害現地対策本部会議
第２４回災害対策本部会議

【土木部】
R8.8.17（月） １４：００時点

被害状況

【公共土木施設の被害状況】
○県内の市町村を含む公共土木施設の被害は、８月６日時点で被害箇所数１,９２９箇所、被害額約９２２億円。

【通行止め情報】
＜県管理道路＞※これまで全面通行止め２６箇所発生、そのうち**２３**箇所解除
現時点の全面通行止め**３**路線**３**箇所
・三本松甲佐線（甲佐町）・御船甲佐線（御船町：メロディー橋）
・国道２１９号（八代市：新萩原橋）※緊急車両通行可能　※８月下旬目途に解除見込み
・八代不知火線（八代市：横江大橋）※８/１７午前７時から通行止めを解除（徐行通行）

＜直轄国道・高速道路＞
○南九州道（八代JCT～田浦IC） 全面通行止め
・八代南IC～田浦IC：**８/１８午前６時頃から一般車両通行可能となる見込み**
※**八代ＪＣＴ～八代南ＩＣでは、引き続き復旧作業に伴う通行止めを継続。**

対応状況

【道路、河川、海岸、砂防施設、土砂災害、公園、下水道】
○道路の被災箇所について応急対策を実施中。（他施設は応急対策完了）
○被災箇所について災害査定に向けた調査等を実施中。

【河川】
○宇城・八代地域の水位周知河川７河川について、基準水位を引き下げて暫定運用中（８/７～）。

【港湾・空港】
○八代港：多くの支援船の円滑な受け入れと港湾機能の早期回復に向け、国土交通省による「管理代行」を実施中。
○八代港・三角港において、海上保安庁・自衛隊・国交省・水産庁等による、給水支援や入浴支援等が実施中。
○八代港の復旧に向けて、国交省主催の八代港被災施設復旧技術検討会（第１回 8/12）を開催し、復旧工法を検討中。

令和８年熊本地震への経済産業省の対応（８月17日（月）時点）

※下線部は前回からの更新箇所

１．エネルギー・インフラの状況

	状況
電力	熊本県で約4.9万戸の停電が発生。**高圧線に加え低圧線も停電は復旧済み。** **引込線を原因とする停電**は、連絡いただき次第、原則当日の解消を目指す。九州電力送配電から、相談窓口について、避難所での周知を実施するとともに、順次、状況を確認し各戸に掲示・投函。
発電所	火力発電所※1・原子力発電所※2ともに、運転継続中。　※1：九電・電源開発保有の発電所、※2：川内①②号機・玄海④号機
都市ガス・LPガス	**八代市**における**約8,900戸の供給停止**については、**家屋倒壊（65戸）を除き全戸で供給再開済。** 八代市のLPガス充てん所の一部設備に損傷あり。LPガス供給には支障なし。
SS（ｶﾞｿﾘﾝｽﾀﾝﾄﾞ）	**営業中68**（被害の大きかった**八代市、宇城市、氷川町**のガソリンスタンド73か所の９割超。）残り５カ所の復旧見込み：設備復旧が必要となり、数か月以上かかる見通し 上記の他、震度6弱以上を記録した13市町村（熊本市、合志市、上天草市、宇土市等 計250か所）については、営業中**249**、営業不可**1**

２．物資支援

- 被害の大きかった**八代市・宇城市・宇土市・氷川町でコンビニ全店（100店舗/100店舗）が営業。**県内全体787店舗中、休業店舗数は、7/29(水):211店舗⇒8/17(月):2店舗(14日3)。
- **業務用エアコンは15か所要請、うち13か所で設置済、さらに1か所で設置中、1か所で調査中。循環型シャワー(WOTA)は140台設置済。仮設・簡易トイレや段ボールベッド、熱中症対策用品、衛生用品、ブルーシート等も順次熊本の物流拠点に到着。**大手物流会社による支援は、**より細かな配送ニーズに対応するため、各市町の個別手配に移行。**（引き続き、経産省からもサポート。）

３．中小企業・小規模事業者への支援

- **災害救助法の適用に伴い資金繰り支援**（※）、**相談窓口（20か所）設置済。**
  ※①**災害復旧貸付**等の実施、②**セーフティネット保証4号（100%保証）**の適用、③**既往債務の返済条件緩和**等の対応、④**小規模企業共済災害貸付**の適用
- **中小企業分野の局地激甚災害の指定（八代市（8/12公表）、御船町（8/7公表））について局激見込み公表。**8/7(金)に1800業界団体及び国・自治体の長に中小受託事業者との取引への配慮要請済。
- **局激指定見込みを踏まえ、「自治体連携型補助金」を通じて熊本県が実施する県内全域の中小・小規模事業者向けの復旧支援事業に、なりわい再建支援補助金と同等の高い補助率の支援が可能。**補助対象事業者の範囲や多重被災事業者への支援については関係省庁と検討。
- 局激指定地域では「災害復旧貸付」の金利をさらに引き下げ（1,000万円まで▲0.9%）、「セーフティネット保証４号」とはさらに別枠の100%保証も実施。

４．サプライチェーンの状況

- 一部の半導体関連工場では、設備等の確認・点検のため操業を停止していたが、TSMC熊本や三菱電機、ルネサスなど、稼働を再開している工場も増加。
- 一部の自動車部品工場において、設備等に被害が発生し操業を停止していたが、アイシン九州は8/2から一部部品の生産を再開。
  一部の完成車メーカー（OEM）では、部品メーカーの被害状況の確認等を優先し、生産を一部停止していたが、順次生産を再開。

※ 17日(月)時点で、経産省本省9名・経産局10名・産業保安監督部5名、合計24名を熊本県庁・市町の現場へ派遣。

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

資料6-1

令和8年熊本地震に伴う災害に関して被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います

2026年7月29日

▶中小企業・地域経済産業

【2026年8月5日更新】「4．既往債務の返済条件緩和等の対応」の追加措置を記載しました。

経済産業省は令和8年熊本地震に伴う災害に関して、熊本県の10市10町1村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います。

1．特別相談窓口の設置

熊本県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構九州本部並びに九州経済産業局に特別相談窓口を設置します。（参考資料1参照）

2．災害復旧貸付等の実施

今般の地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、熊本県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付等を実施します。（参考資料2参照）

3．セーフティネット保証4号の適用

災害救助法が適用された熊本県の10市10町1村において、今般の地震の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。
近日中に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を開始します。（参考資料3参照）

4．既往債務の返済条件緩和等の対応

熊本県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。
既往債務の負担軽減に係る対応について、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫では、今般の地震の影響により、返済猶予の申請に遅れが生じている場合であっても、返済期日に遡及した返済猶予について柔軟に対応します。また、提出書類の簡素化や契約手続きの迅速化を行うことで、被災した中小企業・小規模事業者の負担軽減を行います。

5．小規模企業共済災害時貸付の適用

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

資料6-2

令和8年熊本地震の影響を受けた事業者への資金繰り支援の徹底等について要請を行いました

2026年7月31日

同時発表：金融庁、財務省

▶中小企業・地域経済産業
経済産業省は、令和8年熊本地震によって被災された事業者や同事業者と取引関係のある事業者を含め、災害の影響を受けた事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、金融機関等に対して、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、事業者の個別の実情を踏まえた、きめ細かな対応の徹底に努めていただくこと等について要請しました。
経済産業省は、官民金融機関等に対して、

- 災害等の状況や資金需要等を勘案して、災害等の影響を受けた事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。その際、災害の影響を受けた事業者の実態把握に努めるとともに、今般新たに実施する以下の施策等を積極的に活用すること。

  信用保証協会が通常と別枠で100%保証するセーフティネット保証4号
  日本政策金融公庫等から通常と別枠で融資が受けられる災害復旧貸付

- 災害等の影響を受けた事業者の実態やニーズを適切に把握した上で、復旧・復興に向けた経営課題の解決策の提案や経営再建計画の策定支援等を含め、足元の資金繰り支援にとどまらないきめ細かな事業者支援を積極的に行うこと。

等を要請しました。

関連資料

- 要請文「令和8年熊本地震の影響を受けた事業者への資金繰り支援の徹底等について」（別添）（PDF形式：158KB）

関連リンク

- 令和8年熊本地震の影響を受けた事業者への資金繰り支援の徹底等について（金融庁HP）

担当

令和８年７月 31 日

各業界団体等代表者　殿

内　閣　府
金　融　庁
財　務　省
厚生労働省
農林水産省
水　産　庁
中小企業庁

令和８年熊本地震の影響を受けた事業者への資金繰り支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

今般の令和８年熊本地震の発生を受け、被災された事業者は勿論のこと、当該事業者と取引関係のある事業者を含め、災害の影響を受けた事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、事業者の個別の実情を踏まえながら、きめ細かな対応の徹底に努めていただく必要がございます。

こうしたことを踏まえ、官民の金融機関等に対して、以下の事項について要請いたしますので、貴機関、貴協会会員金融機関等の経営層は勿論のこと、現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 事業者への資金繰り支援について、災害の状況や資金需要等を勘案して、相談窓口の設置、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資に係る返済猶予等の貸付条件の変更など、災害の影響を受けた事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。その際、日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫、信用保証協会等において今般設置した特別相談窓口での対応も含めて、災害の影響を受けた事業者の実態把握に努めるとともに、事業者の個別の実情に応じて、今般新たに実施する以下の施策等を積極的に活用すること。
   ・信用保証協会が通常と別枠で 100%保証するセーフティネット保証４号
   ・日本政策金融公庫等から通常と別枠で融資が受けられる災害復旧貸付

2. 災害のために支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うほか、電子記録債権の取引停止処分や利用契約の解除等についても同様に配慮すること。また、災害による障害のために支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いの上、取立ができることとすること。

3. 他の金融機関や支援機関といった関係者との連携の下、災害の影響を受けた事業者の実態やニーズを適切に把握した上で、復旧・復興に向けた経営課題の解決策の提案や経営再建計画の策定支援等を含め、足元の資金繰り支援にとどまらないきめ細かな事業者支援を積極的に行うこと。

4. 住宅ローンやその他の個人ローンについて、丁寧な相談対応や、顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行い、生活・暮らしの支援に努めること。また、災害の影響を受けた顧客に係る個人信用情報の取扱いについて、当該顧客が不利益を被ることがないよう十分に留意すること。

5. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用について、手続き方法やメリット等の説明を含め、顧客からの相談に適切に応じること。

以　上

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

資料6-3

令和8年熊本地震による影響を受ける中小受託事業者との適正取引に関する配慮要請を行いました

2026年8月7日

▶中小企業・地域経済産業

中小受託取引や官公需の発注に当たり、中小企業・小規模事業者に対する当該災害の影響を最小限とするとともに、早期の復旧・復興を支援するため、委託事業者や各府省等、都道府県知事に対し、経済産業大臣から配慮を要請しました。

1．令和8年熊本地震の影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について

経済産業大臣及び公正取引委員会委員長名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で、1,800を超える業界団体代表者に対し、中小受託事業者に一方的に負担を押しつけないことや、今回の地震によって影響を受けた中小受託事業者が今後事業活動を再開させる場合にできる限り従来の取引関係を継続することなどについて要請しています。

- 令和8年熊本地震の影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について（経産省所管団体分）（PDF形式：191KB）

2．令和8年熊本地震により被災した地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需契約における配慮について

経済産業大臣名で、各府省等の長や都道府県知事に対し、適正な納期・工期の設定及び迅速な支払や、地域中小企業の適切な評価等、被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する特段の配慮などについて要請しています。

※ 各府省等とは、各府省及び各府省の所管する独立行政法人・国立大学法人等を指します。

- 令和8年熊本地震により被災した地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需契約における配慮について（PDF形式：186KB）

担当

中小企業庁 事業環境部 取引課長 小高
担当者：渡邊、堀川、和泉
電話：03-3501-1511（内線 5291～7）
メール：bzl-s-chuki-torihiki★meti.go.jp
※［★］を［@］に置き換えてください。

公　　印　　省　　略
２０２６０８０５中第６号
公 取 取 第 ４ ８ 号
令 和 ８ 年 ８ 月 ７ 日

関係事業者団体代表者　殿

経 済 産 業 大 臣

公正取引委員会委員長

令和８年熊本地震の影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について

令和８年熊本地震の発生に伴う取引上の影響は、被災地域の事業者と取引のある全国の委託事業者及び中小受託事業者に広がる可能性があります。

過去の大規模災害発生時においても、中小受託事業者からは、事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来の取引先から発注が受けられなくなった等の相談が寄せられたところです。

貴団体におかれましては、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する取引上の影響を最小限とするため、貴団体所属の委託事業者に対して、下記の事項について周知徹底を図るなど適切な措置を講じていただくよう要請いたします。

記

１．委託事業者においては、今回の地震に伴い、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意すること（参考を参照のこと）

２．委託事業者においては、今回の地震によって影響を受けた中小受託事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに、従来の取引関係を継続し、又は優先的に発注を行うよう努めること

以上

（参考）

災害発生時における、受領拒否や返品など取引上の問題に対する、独占禁止法[注1]及び取適法[注2]における考え方について、公正取引委員会が以下のとおり取りまとめております。委託事業者におかれましては、特に以下の問４、６、８、９、１０及び１１を御参照ください。

注１　独占禁止法：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
注２　取適法：製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正され、取適法が令和８年１月１日に施行されました。）

【震災に関連するQ&A（公正取引委員会ホームページ）】
https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/260729qa.html

経 済 産 業 省

公　印　省　略
20260805 中第７号
令和８年８月７日

各府省等の長　殿

経済産業大臣

令和８年熊本地震により被災した地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需契約における配慮について（要請）

官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）に基づく「令和８年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和８年４月２１日閣議決定。以下「基本方針」という。）においては、国等は、被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するための措置を講ずるものとするとされています。

つきましては、令和８年熊本地震により甚大な被害が発生したことを受け、各府省庁等における官公需の発注に当たり、被災地域の中小企業・小規模事業者に対し、基本方針第２の４（１）①から④までに定める下記の事項について、特段の配慮をいただくとともに、受注機会の一層の増大に向けた取組を改めてお願いいたします。

また、本内容に関しては、所管各部局（地方支分部局を含む。）及び独立行政法人等の契約担当窓口に至るまで周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

記

１．官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

２．適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事

業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うものとする。

３．地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

４．適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、基本方針第２の２（１）に掲げる留意点が反映された、適切な予定価格を作成するものとする。

（参考）令和８年度中小企業者による国等の契約の基本方針

第２　中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

２　官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

（１）適切な予定価格の作成

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たって予定価格を作成する際は、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。

- 市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格
- 契約期間中に通常見込まれる価格変動
- 最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）
- 需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む）の価格変動
- 消費税及び地方消費税の負担等

経 済 産 業 省

公　印　省　略
20260805 中第７号
令和８年８月７日

各都道府県知事　殿

経済産業大臣

令和８年熊本地震により被災した地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需契約における配慮について（要請）

官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）に基づく「令和８年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和８年４月２１日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、国等は、被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するための措置を講ずるものとするとされています。

つきましては、令和８年熊本地震により甚大な被害が発生したことを受け、地方公共団体における官公需の発注に当たり、被災地域の中小企業・小規模事業者に対し、同法第８条において、地方公共団体は国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定されていることを踏まえ、基本方針第２の４（１）①から④までに定める下記の事項について、特段の配慮をいただくとともに、受注機会の一層の増大に向けた取組を改めてお願いいたします。

また、本内容に関しては、出先機関を含む庁内の契約担当窓口に至るまで周知徹底を図っていただくとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても併せて周知いただくよう、お願いいたします。

記

１．官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

２．適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事

業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うものとする。

３．地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

４．適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、基本方針第２の２（１）に掲げる留意点が反映された、適切な予定価格を作成するものとする。

（参考）令和８年度中小企業者による国等の契約の基本方針

第２　中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

２　官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

（１）適切な予定価格の作成

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たって予定価格を作成する際は、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。

- 市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格
- 契約期間中に通常見込まれる価格変動
- 最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）
- 需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む）の価格変動
- 消費税及び地方消費税の負担等

資料6-4

令和８年８月７日

第８回令和８年熊本地震非常災害対策本部会議

（高市総理）

本日もお疲れ様です。今日で発災から１０日となりました。

昨日、宇城市で林野火災が発生して、断水などで消火活動に必要な水の確保が難しい中でも、消防や自衛隊の皆様による懸命の消火活動によって、鎮圧されました。

まずは関係者の皆様の御尽力に敬意を表します。

地震の影響は広範に及んでおります。

各大臣におかれては、潜在するリスクにも的確に対処できることができますよう、何をすべきかを早急に検討して、先手・先手で取組を進めてください。

「断水」については、甲佐町の全域で解消しました。（注）さらに八代市や宇城市の一部で解消されました。しかし今も、３万世帯以上の「断水」があり、１日も早い解消が求められます。

金子大臣は、８月末までに「断水」を解消させるため、「工程管理」の徹底ですとか、場合によっては地上に応急的に「水道管」を設置することも含めて、「上下水道の応急復旧」を加速させてください。

また、被災された方々の生活環境を安全で快適なものとする上で重要な、ホテルや旅館への「２次避難」や公営住宅、公務員宿舎への入居に向けた取組が熊本県内外で着実に進んでおります。

「応急的な住まい」の確保に向けましては、既に「建設型応急住宅」の工事が始まっている宇城市と氷川町のほか、ほかの自治体でも建設地の確認など、取組が進んでおります。八代市など１２市町村では、「賃貸型応急住宅」の受付が既に開始されています。

あかま防災大臣は、被災された方々の「２次避難所への避難」や「仮設住宅への入居」が、早期に完了するように、「伴走型」で自治体の業務を支援してください。

被災された方々に、安心して、ホテルなどの「２次避難所への避難」や「仮設住宅への入居」をしていただくためには、空き巣など震災に便乗した犯罪を抑止する必要がございます。

県内で避難されている方々が多い地区や避難所など犯罪発生が懸念される地域に２５０台の「防犯カメラ」を設置中でありますけれども、追加で７００台の「防犯カメラ」を設置いたします。

警察は、各都府県警察からの「警察災害派遣隊」による「地域の警戒・警ら」や「避難所での相談活動」などの強化に加えて、迅速に「防犯カメラ」の設置を進め、被災された方々の「安全・安心」の確保に全力で取り組んでください。

また、ＳＮＳなどを通じて、パトロールの状況ですとか「防犯情報」を発信するなど、被災された方々の「安全・安心の確保」につながる情報提供に努めてください。

全国の自治体の皆様の御支援によりまして、被災した自治体に応援に入ってくださっている自治体職員は、日々増強されています。

全国各地の自治体の皆様に心から感謝を申し上げます。

それでも、被災されたこの自治体からは、更なる応援派遣を求めるお声をいただいております。

林大臣は、被災された方々に必要な支援をお届けするため、引き続き、関係自治体間の調整を進めてください。

「災害ボランティア」につきましては、本日までに、宇城市、氷川町など被災した９市町が設置した「災害ボランティアセンター」が活動を開始しております。専門的な技術を持つＮＰＯなどによる支援調整も始まっています。

あかま大臣を中心に、「ボランティア活動」を行う個人や、ＮＰＯなどに対する適切な支援を進めてください。

本日、「激甚災害」及び「特定非常災害」の指定を「閣議決定」いたしました。

これによりまして、「公共土木施設」や農地などの「災害復旧事業」の「国庫補助」が拡充されるとともに、被災された皆様が、「生活や生業の再建」に専念していただけますよう、「運転免許証」の有効期限の延長などの措置が講じられます。

また、中小企業の被害状況については、「局激」の「指定」により、熊本県内全ての中小企業に対して「高い補助率での復旧支援」ができる見通しとなりました。

赤澤大臣は、「激甚災害」の指定に向けて、自治体と連携して、引き続き、「被害実態の把握」を進めるとともに、被災された中小企業の皆様の「事業継続・事業再開」に万全を期してください。

「被害状況の把握」が進んで、「地域産業への被害」も見えてきた中で、「水道の応急復旧」のめども立ってきたことからですね、今後、本格復旧に向けた取組の強化、「農林漁業者」や「中小企業・小規模事業者への支援」など、「生活と生業の再建支援」に取り組んでいく必要がございます。

「被災者生活・生業再建支援チーム」を中心に、被災地のニーズを踏まえて、「支援策のパッケージ」を速やかにとりまとめてください。

また、「台風第１３号」ですが、奄美・沖縄付近を西に進んでいます。８月９日頃にかけて、熊本県でも、十分に警戒が必要です。

政府では、地震で損壊した家屋の「応急措置」や台風・大雨による雨漏りや浸水の対策に必要な「ブルーシート」を経済産業省を中心に調達した上で、地元の建設業協会や自衛隊が「ブルーシート」の展開、高いところで「ブルーシート」を張る作業、これも支援をしております。

「現地対策本部」を中心に、関係自治体、関係業界などと連携をして損壊した家屋の屋根などへの「ブルーシート」の設置など、台風の備え、これを迅速に進めてください。

引き続き、「できることは、全てやる」という決意の下で、政府の総力を結集して、被災地、被災された方々のために、強力に取組を進めてまいりましょう。以上です。

（注）「『断水』については、全域で断水していた２市１町につきまして、甲佐町の全域で解消しました。」と発言しましたが、正しくは「『断水』については、甲佐町の全域で解消しました。」です。

資料6-5

令和８年８月１０日

第９回令和８年熊本地震非常災害対策本部会議

（高市総理）

皆様お疲れ様でございます。本日は災害対応の陣頭指揮を執っておられる熊本県・木村知事から御要望をいただきました。

・第１に、猛暑の中での避難所における「衛生環境向上」や「生活用水の確保」、「医療福祉の確保」に向けた支援、

・第２に、「復旧・復興」に向けては、１０年前の地震に対する国の支援を踏まえた支援、特に、何度も被害を受けられた事業者、被害の大きい事業者などへの手厚い支援

でございます。

各大臣は、知事の御要望も踏まえ、前回策定を指示した、被災された方々の生活と生業の再建に向けた「支援パッケージ」に必要な支援策を盛り込むなど、先手・先手で取組を進めてください。

生活再建の支援に関し、『被災者生活再建支援法』については、住宅に多数の被害が確認されたことから、「熊本県全域」に適用する見込みとなりました。

これにより、最大「３００万円」の支援金の支給が可能となります。

あかま防災大臣は、被災された方々が迅速な支援を受けられるよう、「罹災証明書」の速やかな交付を実現するために、関係大臣と連携して支援を強化してください。

発災から明日で 2 週間です。避難所の「生活環境」の改善は、極めて重要な課題です。

「トイレカー」や「段ボールベッド」をはじめとする「避難所支援物資」や、「水循環シャワー」などの「入浴支援」、「キッチンカー」などのニーズを具体的に把握し、きめ細やかな対応をより一層進めてください。

８日から、「ホテル・旅館等避難」の申込みを受け付ける「コールセンター」が熊本県に設置されるなど、「二次避難」の促進に向けた取組を強化しています。

また、応急的な「住まいの確保」に向けては、宇城市、氷川町に加え、9 日から美里町、本日から熊本市において、新たに「建設型応急住宅」の工事が始まっており、１４市町村において、「賃貸型応急住宅」の受付が開始されています。

あかま防災大臣は、避難所の「生活環境」の改善と被災された方々の「仮設住宅への入居」が着実に進むよう、「伴走型」で自治体の業務を支援してください。

また、台風１３号の接近により、八代港を離れていた「はくおうⅡ」が、本日、八代港に再入港しました。明日１１日から「入浴支援」、クーラーの効いた「休憩所」の提供、『船舶活用医療推進法』に基づく「医療提供」が再開される予定です。

そして、「震災に便乗した犯罪」としましては、本日午前８時３０分までに窃盗など７件を認知しており、このうち１件が一昨日に検挙されました。

警察におかれては、「震災に便乗した犯罪」に厳正に対応するとともに、「防犯カメラ」の追加設置など、被災地の「安全・安心」を確保するための取組を的確に推進し、「犯罪被害」の防止や、被災された方々の不安の解消に努めるよう、各種取組を推進してください。

在宅避難、車中泊をされている方々を含め、「避難されている方々の健康管理」などにつきましては、「災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）」、「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）などの「医療・福祉チーム」による取組が進められておりますが、今後は避難所から「二次避難先」などに移られる方も増えてまいります。

上野大臣は、必要な方に途切れなく支援が行えるよう、万全の体制を整えてください。

「水」につきましては、「医療・福祉機関」や避難所向けの水の供給が滞ることのないよう、「給水車」の派遣などの「給水支援」を継続・徹底してください。

先ほど小泉大臣から報告がありましたが、昨日も本日もアメリカ軍による飲料水輸送の御支援をいただいております。心から感謝を申し上げます。

また、被災地では井戸が多く使われていますが、地震の影響による濁りなどで使えなくなっている井戸がありますので、「業界団体」と連携して、「井戸の工事業者」を確保するなどの取組を進めてください。

「水道配管の修復」が完了した地域が増えていますが、「宅内配管」につきましても、修繕を適切に実施できる事業者を住民の皆様に周知するなど、各戸で円滑に水が使用できるよう必要な取組を進めてください。

被災された方々の「日常生活の再建」に向けては、交通網の速やかな「復旧」が不可欠です。

ＪＲ九州の、現在運行が停止している鉄道の「復旧の見込み」は今月中に示される予定です。

高速道路については、金子大臣からも報告がありましたが、明日１１日には九州自動車道の全線で「緊急車両」の通行が可能となり、８月後半には一般車両も通行可能になる見込みということでございます。

金子大臣は、「技術的支援」をはじめ一日も早い「復旧」に向けて、事業者と緊密に連携して、あらゆる手段を講じて全力で取り組んでください。

また、松本大臣は、被災した地域における、学校の「新学期」の円滑な開始に向けて、必要な支援を行ってください。

特に、「避難所として活用されている学校」については、現場での調整が円滑に行われるよう、支援を徹底してください。

また、「災害ボランティア」に関しては、本日時点で、被災地の市町が設置する１１箇所の「災害ボランティアセンター」が活動を開始しております。専門的な技術を持つＮＰＯなどによる「支援調整」も進んでいます。

あかま大臣を中心に、本格化している「ボランティア活動」を適切に支援してください。

また、「災害廃棄物の処理」については、被災自治体の「損壊家屋等」の「公費解体・撤去」に関する支援のニーズが高まっています。

石原大臣は、緊急的な「公費解体」を含めた被災自治体の準備支援を加速するとともに、環境省・熊本県・熊本市が設置した「支援調整本部」を活用して、被災自治体のニーズに沿った迅速かつ効率的な支援を進めてください。

被災した自治体には、全国の「自治体職員」が応援に入ってくださっています。また、各省の職員も現地に入って、「災害廃棄物対策」や「熱中症対策」などに当たってくれています。

現地での御奮闘に改めて感謝を申し上げます。

一方、被災した自治体の状況・課題は自治体ごとに様々です。そのニーズは多様です。

林大臣を中心に、各大臣は、被災した自治体、また被災された方々に必要な支援をお届けすることができますように、必要な「マンパワー」を被災地に投入してください。

「中小企業等」の被害につきましては、「局地激甚災害」の指定見込みによりまして、「自治体連携型補助金」を通じて、熊本県が実施する県内全域の「中小企業・小規模事業者」の「復旧事業」を「なりわい再建支援補助金並み」の高い「補助率」で支援することが可能になります。

熊本県と連携し、被災事業者などの実態を踏まえ、「補助対象となる事業者の範囲」や「多重被災された方々」への支援を含め、「被災中小企業・小規模事業者支援」の在り方について検討し、赤澤大臣・片山大臣を中心に、丁寧かつ柔軟な支援に取り組んでください。

「地域の雇用」が維持されるのか、という不安の声も寄せられています。

上野大臣はじめ、関係大臣が連携して、安心していただける対策を講じてください。

知事の御要望にもございましたが、「復旧・復興」に向けた支援、全力で進めてまいります。被災地の「地域経済の再生」に向けては、「観光需要の回復」や「風評被害の払拭」が重要でございます。

金子大臣は、被災地からのニーズや「復興状況」を踏まえた被災地及びその周辺地域における「観光需要の喚起」、「風評被害」の払拭のため、必要な対策に、迅速かつ着実に取り組んでください。

また、熊本城の石垣の崩落を含め、各地で「文化財」の被害も明らかになってきています。

松本大臣は、被災した「文化財」の「保全・管理」に万全を期して、復旧が早期に進むよう、被災自治体とも連携し、しっかりと取り組んでください。

知事の御要望もしっかりと受け止めて、１０年前の地震、度重なる水害など、何度も災害に見舞われている地域の実情を踏まえ、「できることは、全てやる」という決意の下で、政府の総力を結集して、被災地、被災された方々のために、強力に取組を進めてまいりましょう。私からは以上です。知事、今日はありがとうございました。

資料6-6

令和８年８月１２日

第 10 回令和８年熊本地震非常災害対策本部会議

（高市総理）

被災自治体や被災された方々から、政府として、直接ニーズを伺う機会も増えております。避難されている方々の支援や被災地の「復旧・復興」に向け対応が進んでおります。

各大臣は、現場から寄せられた貴重なお声を踏まえて、先日策定を指示した「支援パッケージ」に盛り込むべき支援策の検討など、先手・先手で取組を進めてください。

今は、片付けなどのため、避難所からご自宅に戻って「在宅避難」に切り替える方々が徐々に増えてきています。

こうした、避難所を離れられた方々への支援も切れ目なく継続する必要があります。

各大臣、副大臣、政務官におかれましては、在宅避難に切り替えられた方々も含めて、「見守り、生活相談」などを改めて徹底していただくようお願いします。

在宅避難、車中泊をされている方々を含め、「避難されている方々の健康管理」などにつきましては、

・健康管理や「感染症管理・対策」の支援を行う保健関係の４７チーム、
・避難所などにおける救護活動などを行う医療関係の１５０チーム、
・要配慮者への福祉的支援や避難所の環境整備などを行う福祉関係の１５チーム

などが被災地でそれぞれ活動をしてくださっております。

神谷政務官は、必要な方に切れ目なく支援が行えるよう、万全の体制を整えてください。

生活環境の改善に向けて、「生活用水の確保」は極めて重要な課題です。

給水車や水資源機構の「可搬式浄水装置」などを活用して、「トイレカー」や「水循環シャワー」などの生活用水のニーズに対する給水支援を含め、きめ細やかな対応を継続・徹底してください。

被災地で多く使われている「井戸への対策」を進めるため、「現地対策本部」のもとに「対応チーム」を設置しました。

加藤政務官はですね、「上下水道の応急復旧」に加えて「対応チーム」を中心に、井戸の対策についても、自治体と連携して、現地の状況やニーズの把握を行い、被災された方々のための取組、速やかに進めてください。

「応急的な住まいの確保」につきましては、新たに昨日１１日、八代市において「建設型応急住宅」の工事が始まりました。

また、１５市町村において「賃貸型応急住宅」の受付が開始されています。

あかま防災大臣は被災者の方の「仮設住宅」や「賃貸型応急住宅」への入居が着実に進むように「伴走型」で自治体の業務を支援してください。

「災害ボランティア」に関しましては、八代市でも具体的な活動が始まり、１１か所の「災害ボランティアセンター」で活動をしており、専門的な技術を持つＮＰＯなどによる「支援調整」も進んでいます。心からボランティアの皆様、またＮＰＯの皆様に感謝を申し上げます。

そして、被災されたお子さんたちにとって、また、お子さんがいらっしゃる御家庭の方

が安心して、家の片付けや仕事などを再開するためにも、保育の体制や「安心・安全に過ごすことができる居場所」を確保することが重要です。

津島副大臣は熊本県や関係団体などと緊密に連携して、「こどもの居場所の確保」と「保護者への必要な情報提供」に取り組んでください。

また、文部科学省は被災した地域における学校の「新学期」の円滑な開始に向け、現場の支援を強化してください。

「被災地の治安」を確保して、被災された方々の不安の解消に努めることは極めて重要です。

警察では、各都府県警察から派遣された「特別自動車警ら部隊」などが順次入県し、「警戒・警ら活動」や「相談活動」、「防犯指導活動」などの体制をですね、強化していただいています。

また、１０日から派遣されている「特別犯罪抑止部隊」が「防犯カメラ」の設置を迅速に進めているほか、近く、全国から「特別機動捜査部隊」を派遣して「便乗犯罪」の捜査体制を一層強化します。

警察においては、犯罪被害の防止や、被災された方々の不安の解消につながるよう、これらの取組を的確に推進してください。

被災後の混乱に便乗して、点検商法や不当な高額請求などのトラブルも懸念されます。

震災に便乗した「悪質商法」などの被害を食い止めることができるように、津島副大臣は国民の皆様への「注意喚起」に取り組んでください。

また、ニーズが高まっている被災自治体の損壊家屋などの「公費解体・撤去」についても、石原大臣は、緊急的な公費解体を含めた被災自治体の準備支援を加速するとともに、「支援調整本部」を活用して、被災自治体のニーズに沿った迅速かつ効率的な支援を進めてください。

生活基盤の復旧が進む中で、「地域経済の再生」に向けた取組も加速してまいります。

「激甚災害」の指定については、中小企業の「災害関係保証の特例」について、御船町に続き、新たに八代市についても「局激」の指定基準を超過する見込みとなりました。

赤澤大臣は、自治体と連携して「被害実態の把握」を進めるとともに、被災された中小企業などの皆様の「事業継続・事業再開」に万全を期してください。

被災された中小・小規模事業者への「資金繰り支援」につきましては、「特別相談窓口」の設置や官民金融機関への要請などを通じ、事業者の事情に応じた丁寧な対応を続けてください。

「局激」の指定見込みにより御船町と八代市については、既に実施している日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」について、指定された地域では１，０００万円を上限に「貸付金利」を更に０．９パーセント引き下げる「追加措置」に加え、「セーフティネット保証４号」とはさらに別枠で１００パーセント保証する「災害関連保証」を講じる予定です。

赤澤大臣は、個別の御事情に応じて丁寧に柔軟に対応をしてください。

政府としては、地域経済や「サプライチェーン」への影響をしっかり把握するとともに、被災事業者や協力企業への支援、「生産機能の回復」などについて、関係省庁で連携して必要な対応を行ってまいります。

被災地における早期の復旧・生活再建に向けては、被災地における「雇用支援」も重要です。

神谷政務官は、「雇用調整助成金」による「雇用維持支援」の強化に向けてしっかり取り組んでください。

また、被災地の地域経済の再生に向けては、「観光需要の回復」や「風評被害の払拭」も重要でございます。

加藤政務官は、被災地からのニーズや復興状況を踏まえた、被災地とその周辺地域における、「観光需要の喚起」、「風評被害の払拭」のため、必要な対策の検討を加速してください。

発災から２週間が経ちました。

「できることは、全てやる」という決意の下で、政府の総力を結集し、被災地と被災された方々の立場に立って、取組を加速してまいりましょう。

また、台風第１５号が、昨晩関東地方に上陸し、その後、本州を西に横断して、本日午前９時に日本海で熱帯低気圧に変わりました。

本日午前９時時点で、「人的被害」として、軽症の方々がおられるという報告を受けております。

東北地方から西日本にかけての広い範囲で、湿った空気の影響で、今後も激しい雨に警戒が必要です。

台風１５号については、先ほど林大臣からも報告をいただきましたが、一昨日、あかま大臣出席のもと、「関係省庁災害警戒会議」を開催するなど、必要な警戒態勢をとって臨んでいただきました。

８月は大雨などよる災害が多く発生してきました。

熊本での、この地震への対応だけでなく、それ以外の災害についての警戒を怠らず、常に緊張感を持って臨んでまいりましょう。

以上です。お疲れ様です。

資料6-7

令 和 ８ 年 ８ 月 12 日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」への適用措置（中小企業に関する特別の助成）の追加指定見込み（対象市町村の追加）について

「令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」に係る適用措置（中小企業に関する特別の助成）の追加指定見込みについて、別紙のとおり、対象市町村を追加することとなりましたので、お知らせいたします。

今後は、激甚災害として指定する政令の改正に向けた手続を進めてまいります。

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（復旧・復興担当）付　　江口、粂
ＴＥＬ：03-5253-2111（代表、内線 51401）　03-3593-2847（直通）

（別紙）

「令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」への適用措置（中小企業に関する特別の助成）の追加指定見込み（対象市町村の追加）について

１．激甚災害の指定

令和八年熊本地震による災害

２．適用措置の指定（見込み）

【本激】　　：追加指定する見込みとなった適用措置

①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第３条、第４条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ

（過去５か年の実績の平均では公共土木施設等は71%→84%に嵩上げ）

②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第５条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ

（過去５か年の実績の平均では農地は86%→97%に嵩上げ）

③農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第６条）

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ

（通常20%→50%（農林水産大臣が告示した市町村は90%））

④小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入

【局激】

【適用措置】	【対象市町村】
○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条） 事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。	熊本県御船町（みふねまち） （追加） 熊本県八代市（やつしろし）

※今後、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握の進展により、適用措置や地域が追加される場合がある。

激甚災害指定により適用される措置の概要①

（令和八年熊本地震による災害）

（参考） 内閣府

（第3･4条）公共土木施設災害復旧事業等

＜通常の災害時の措置＞　（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等）

○公共土木施設（河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象

○公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ

○補助率　７１％（地方負担分への交付税措置を加えると９８．６％）
（過去５か年の実績の平均）

＜激甚災害指定時の措置＞

○補助率等を嵩上げ
７１％　⇒　８４％（地方負担分への交付税措置を加えると９９．２％）
（過去５か年の実績の平均）
※プール計算方式（個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担）

（第5条）農地等の災害復旧事業等

＜通常の災害時の措置＞　（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

○農地･農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象

○自治体の被災農家1戸当たりの復旧事業費に応じ、段階的に国庫補助率を嵩上げ

○補助率
農地　86%（地方負担分への交付税措置を加えると98．0%）
（過去5か年の実績の平均）

＜激甚災害指定時の措置＞

○補助率を嵩上げ
農地 86% ⇒ 97%（地方負担分への交付税措置を加えると99．6%）
（過去5か年の実績の平均）

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要②

（令和八年熊本地震による災害）

内閣府

（第6条）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費

＜通常の災害時の措置＞　（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

○農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設等）の災害復旧事業が対象

○国庫補助率　2/10

＜激甚災害指定時の措置＞

○補助率を嵩上げ

・告示地域※　（一施設あたり13万円以上のもの）
9/10（40万円以下の部分は4/10）

・その他地域　（一施設あたり40万円以上のもの）
5/10（40万円以下の部分は3/10）

※農地等（第5条）の補助率嵩上げ対象地域等を対象に農林水産大臣が告示

（第12条）中小企業に関する特別の助成

＜通常の災害時の措置＞　（中小企業信用保険法）

○災害救助法の適用地域において、中小企業者が民間金融機関から資金を借り入れる際に、通常の信用保証とは別枠で経営安定資金について100%の保証が信用保証協会から受けられる「セーフティネット保証4号」を適用

【通常の保証】
最大2.8億円（普通保証：2億円以内　無担保保証：8,000万円以内）
信用保証協会が日本政策金融公庫と締結する信用保険のてん補率（損失に対し保険金を支払う割合）：70～80%、保険料率：0.25～1.69%

＋

【セーフティネット保証4号】
最大2.8億円（普通保証：2億円以内　無担保保証：8,000万円以内）
てん補率：80%、保険料率：0.41%

＜激甚災害指定時の措置＞

○通常の保証及び「セーフティネット保証4号」とはさらに別枠で事業再建資金について100%の保証が受けられる「災害関係保証」を適用

【災害関係保証】
最大2.8億円（普通保証：2億円以内　無担保保証：8,000万円以内）
てん補率：80%、保険料率：0.41%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要③

（令和八年熊本地震による災害）

内閣府

（第24条）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

＜通常の災害時の措置＞

○国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債（一般単独災害復旧事業債）の元利償還金を基準財政需要額に算入

■一般単独災害復旧事業債に係る地方財政措置

【農林漁業施設】

⇒起債充当率 65%、 元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5% （財政力補正）

＜激甚災害指定時の措置＞

○国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業について小災害復旧事業債の発行が可能となり、その元利償還金を基準財政需要額に算入

（対象地域は総務大臣が告示）

■小災害復旧事業債に係る地方財政措置

【公共土木施設】

（都道府県・指定都市） 1箇所の工事の費用が80万円以上120万円未満

（市町村） 1箇所の工事の費用が30万円以上 60万円未満

【公立学校施設】

1学校ごとの工事費用が10万円を超えるもの （※国の負担がないものに限る）

⇒起債充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率66.5%～95.0% （財政力補正）

【農地、農業用施設、林道】

1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満

⇒起債充当率 （農地）50% （農業用施設、林道）65%

（農地）74% （農業用施設、林道）80% ※特に被害の著しい区域の場合

元利償還金に対する交付税措置率100%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。